

さが自発のチャレンジモデル創出事業募集要項

1 事業の目的及び概要

(1) 事業目的

C S Oが実施する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、地域資源の魅力を更に磨き上げることで、地域住民の地域に対する愛着や誇りを高めるとともに、より一層多くの人を惹きつける魅力ある佐賀県を実現することを目的とする。

(2) 事業概要

事業目的に沿った計画を応募者自身が県に対してプレゼンテーションによる提案を行い、魅力ある佐賀県の実現に資するものについては、さが自発のチャレンジモデル創出事業において、専門的な知識を有する者による磨き上げを行うとともに、その計画の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

2 募集対象事業

対象事業は、以下の要件をすべて満たす事業とする。

なお、募集する事業のテーマや分野は自由だが、応募可能な件数は、1団体につき1件とする。

- (1) C S Oが実施する県内の魅力ある地域資源を活用した自発の地域づくりの取組であって、既に一定の成果を上げているもの
- (2) 地域資源の魅力を地域の枠を超えて訴求するため、新たに実施するもの
- (3) 次年度以降の計画性を有するもの
- (4) 磨き上げにより、他の自発の地域づくりの取組のモデルとなる可能性を有するもの

3 採択予定件数

10件程度

4 補助対象経費、補助率および交付金の額

(1) 交付金の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	区分の定義	補助率
ソフト事業費	交付金事業の実施に要する経費であって、ハード事業費以外のもの	10分の9以内 ただし、1団体あたり
ハード事業費	交付金事業のうち、ソフト事業の実施に直接必要となる最小限度の施設整備又は備品のうち一品の取得価格が10万円以上のものの取得に係る経費	5,000千円を上限とする

(2) 次の各号に掲げる事項に該当する経費は対象経費外とする。

ア 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの

- イ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- ウ 交付金事業者の人件費、食糧費及び内部の者に対する謝金等
- エ 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- オ その他知事が不相当と認めるもの

5 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次の要件の全てを満たす団体とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではない者。

6 応募の手続き、スケジュール等

(1) 募集期間、提出書類、提出部数

ア 募集期間

令和3年4月20日（火）～令和3年6月18日（金）（必着）

イ 提出書類

- ・応募申請書（様式1）
- ・事業計画書（様式2）
- ・収支計画（様式3）
- ・事業スケジュール（様式4）
- ・翌年度以降の事業計画書（様式5）
- ・申請者の身分証明書の写し等

※様式2～5については、任意の様式とすることも可

ウ 提出部数

5部（提出された書類は返却しません）

(2) 書類の提出方法

郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法により、(3)の提出先に提出すること

(3) 書類の提出先

当該市町の担当部署（別紙県内市町担当課一覧）

(4) 問い合わせ先

佐賀県 地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当 (佐賀県庁新館 7 階南)
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
E-mail : sagasousei@pref.saga.lg.jp
電話 : 0952-25-7505 (直通) FAX : 0952-25-7423

7 その他

(1) 提案事業の審査

応募された事業は、令和3年6月下旬に開催を予定する審査会でのプレゼンテーションにより、採択者を選定する。事業の内容について、6つの評価項目(①独創性、②新規性、③事業の効果、④実現可能性、⑤モデル性、⑥継続性)により総合的に審査を行う。

なお、プレゼンテーションを行う際の資料は任意様式とする。

(2) 採択結果の通知

採択結果については、令和3年7月上旬以降に応募者あてに通知する。